

第 19 回統計データの二次的利用促進に関する研究会 議事概要

1 日 時：平成 27 年 6 月 10 日（水） 10:00～11:30

2 場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者：廣松座長、縣委員、玄田委員、安田委員

田家政策統括官、小森統計企画管理官、金沢調査官、小松調査官

《オブザーバー》

内閣府（統計委員会担当室）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター

《審議協力者》

（独立行政法人統計センター）椿 理事長、

（総務省統計研修所）小林 教授

《事務局》

総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（植松管理官補佐、山根
主査）

4 議 題：（1）オーダーメイド集計について

（2）平成 26 年度における「統計データの二次的利用」の実績・進捗状況につ
いて

5 議事の概要及び意見等

議題に先立ち、事務局から資料 1 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」の
開催について」に関し、構成員の変更に伴う改正を行った旨の説明が行われた。

（1）議題 1 オーダーメイド集計について

事務局から、資料 2 「オーダーメイド集計の利用条件及びオーダーメイド集計・匿名
データの利用手続の見直しについて」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応
答が行われた。

（意見交換及び質疑応答の概要）

○ 利用条件の緩和の検討については、利用実績が伸び悩んでいることや、諸外国ではビ
ジネス目的での利用も可能となっているということが背景にあるとのことだが、諸外国
において緩和により民間利用が増えたという事例はあるのか。（縣委員）

→ カナダでは、銀行等の民間企業の利用例がかなりあると承知している。（事務局）

○ 提案された改正案は、利用者の増が期待される。ただし、より一層の利用増を図るな
らば、利用者が統計成果物を報告するのではなく、申出により得られた統計成果物を一
定期間の後、提供側（国）において提供することを考えてみてはどうか。申出者に課せ
られた公表義務が利用の枷になることがなくなり、また、申出者以外の者による追試や

- 再研究が容易になるのではないか。なお、申出者の先行者権利は、一定期間は公表しないということで担保する考えである（安田委員）
- 利用条件の緩和の一環として、研究成果物の公表に替えて、統計成果物等の公表も選択肢として増やすというのが今回の提案であるが、申出者の意向を問わずに、統計成果物の公表を一律的に行うことは、利用規制強化となる面があるのではないか。（小森統計企画管理官）
 - 見方によってはそのとおりであるが、一定期間の先行者権利が担保されていれば、利用者にとって、それほどのハードルとはならないのではないか。（安田委員）
 - 今後の検討課題かもしれないが、オーダーメイド集計を利用した研究期間は個別の事例ごとに様々であり、先行者権利を認める期間を一律的に定めることも難しい面があるものと思われる。（小森統計企画管理官）
 - 安田委員の提案は、申出により得られた統計成果物が公知のものとなることから、短期的には利用者規制を強めるものであるが、中長期的に見れば、公的統計の公共性を高める意義が認められるのではないか。（縣委員）
 - 申請の際は研究成果を公表するとしていたが、実際に公表を行わない場合において、集計結果を国が公表する仕組みを設けることも検討している。ご指摘については、この中で検討していきたいが、委員のご指摘は、利用条件も更に見なおすべきという趣旨であるか。（事務局）
 - 提供側（国）による統計成果物の公表により公共性が担保できるのであれば、利用者による研究成果物の公表や、研究目的の利用であることについても求めなくてもよいのではないかという趣旨である。ただし、今回の見直しで、そこまでドラステックに変えることを必須として求めているものではない。今後検討してもらえれば。
 - 内部での検討過程においても、統計成果物を公表さえすれば利用を認めてもよいのではないかという点について議論をしたが、統計法では「学術研究の発展に資すると認める場合（その他の総務省令で定める場合）」としており、やはり、研究に用いることが必要であるとの結論に至ったものであり、また、研究の成果についても世の中にフィードバックすることを求めるということ、現時点での整理としたい。（田家政策統括官）
- 見直し案の内容については、基本的に賛成であるが、「研究とは何ぞや」を詰めると哲学になってしまう懸念がある。例えば、クイズ番組の出題にオーダーメイド集計を用いるとする場合を考えたとき、NHKの番組では良いが、民放では駄目ということではないと思うので、研究の該当性についての一定の判断基準が必要となるかもしれないが、監修者に研究者が居れば認めるといった考え方もできるのではないか。
- また、研究成果の公表については、科研費における研究報告を参考にすれば良いのではないか。ただし、オーダーメイド集計については利用者が料金を負担していることを踏まえ、科研費の研究報告と同レベルの内容を求めることまでは適当でなく、概要レベルを参考とすべきである。（玄田委員）
- 個々の研究成果は公表されないが、統計成果物が公表されることで統計的研究が振興するということはある、研究成果物が公表されない場合の対抗策としては勿論、そうでない場合も、一定期間経過後には公表されるということはあると思う。

また、企業の出店計画に関する事例として、1990年代に、ある地方の飲食産業の企業が東京進出のために独自に住民階層等についてマーケティングを行い、成功を収めた例があり、この出店計画を対象にした研究論文が報告され、後々の研究に影響を与えた例がある。個々の出店計画や営業活動は、本来、それ自身で他の企業等の非常に参考となるものであり、その辺りのシナリオが見えていれば利用を認めるということで良いと考える。ただし、研究データ（統計成果物）の共有性については、これとは別に検討していく必要があるものとする。（椿理事長）

- 以前、経済界出身の統計委員会委員の発言として、統計調査において、企業はもっぱら調査される側で、統計の利用者にはなれないという内容のものがあつたことを記憶している。企業の出店計画に用いる場合でも、研究という側面を含有していれば、最終的には世の中の益になると見なされ、オーダーメイド集計の利用を可能とすることは、経済界にとってのモチベーションになると思う。（県委員）
- 企業が出店計画を行う場合に市場分析や地域分析が必要となり、通常企業活動の一環としての研究をやった上でそれを出店計画に反映させることは多いにあり得るし、そのように使っていただきたいと考えている。しかし、例えば、若松町に店を出すのでこの地域のデータをくれと言われた場合、一店舗だけの出店計画のために、その地域だけのデータをオーダーメイド集計してくれというのは中々難しいという議論をしたところである。やはり、出店計画や企業の今後の経営戦略として一般的な利用という目的が必要なのではないかと考える。（個々ではなく全体なので）研究に当てはめられるという考えである。（田家政策統括官）
- その辺りは大変難しい点である。出店計画については、当事者は、当然、言葉は悪いが、目先の利益を目指して行うが、公的統計を利用した取組みの結果（失敗・成功経験等）を自己認識し、更にそれが知識として社会で共有できるようになれば研究としての性質を内包すると言えるのではないか。一店舗を対象にした事例は難しいかもしれないが、個別ではなく全体に普遍する、一般化したような内容を有していれば、研究と言えるのではないか。（廣松座長）
- 個別と全体との線引きは困難ではないか。公共財の利用をどのように最適化するかという原点に戻ると、利用制限については、何らかの混雑現象が起こる場合には設けるということが原則ではないか。個別の出店計画の利用については、利用を認めた場合に、全国で同様の利用が多数発生し、多大な行政コストが必要になるということであれば、何らかの制限をすることもあり得ると考えられる。ただし、個別の利用だから駄目だとか、全体だから良いという制限をするほど、オーダーメイド集計については適正な利用状況にはなっていないのではないか。社会的に見れば最適な利用よりも少ないとするのであれば、今の段階であまり制限を設けるべきではないという印象を受ける。情報という公共財は、空港や道路と違って一般的には混雑状況が生じるものではないため、原則とし、自由に使わせるべきというのが、一般的な経済学的な考え方である。（玄田委員）
- 法制上、混雑状況のみを基準とした制限は困難と考える。一定の公益性を有することが必要であり、学術研究もその一つであると思うが、個別の企業の出店計画については判断が難しいが、他者の役にも立つという観点からの一線が必要ではないかと考えてい

る。(小森統計企画管理官)

- その点については理解。ただし、公益性と個別性は相反する概念ではないと思われる。椿理事長の紹介にあった事例にもあるように、個別の店舗の出店経験が、社会的に学習され、社会全体の流通業の発展に繋がることもある。研究と公表のリンクが上手くできていれば、個別的な利用のものでも、それが公表され、次の学術的・批判的な検討に資することであれば、研究として整理することができると思われる。(玄田委員)
- 別の論点として、高等教育目的について、統計法の改正を議論していた当時、内閣府の「統計制度改革検討委員会」において、なぜ、高校生はオーダーメイド集計や匿名データの利用が出来ないのかを問われたことがあり、非常に印象に残っている。また、最近は特に自然科学系の学会等では高校生が発表するセッションが設けられるなど、高校生による研究も奨励されている。これについての委員の意見は如何か。(廣松座長)
- 議論を蒸し返すわけではないが、高校生等の教材として、企業の出店計画というのは優れているのではないか。当初の目的が企業の営利活動であり、企業自身はその研究成果を明らかにしなくとも、それに関するデータが公表され、外部の者が評価し総括することになり、結果、社会全体の益になる。高校生にも利用できるよう、ハードルを下げることも検討してほしい。(安田委員)
- 文部科学省では「スーパーグローバルハイスクール」「スーパーサイエンスハイスクール」の指定を行っており、これに認められた高校ならば、問題ないのではないか。なお、このような場では、研究と教育の境は薄れていると考えられる。(玄田委員)
- 貴重な指摘であり、そういった方向はあり得るし望ましいものであると感じている。具体的なニーズについての情報が乏しいため、今回の見直しの内容としては含んでいないが、現在、統計リテラシー教育の一環として、中学生段階から「e-Stat」の操作方法になじんでもらうこととしており、今後、先進的な学校が出てきた際には、指摘の点について、利用条件の緩和の大きなテーマになり得るものと考えている。(田家政策統括官)
- 最初の一步として、今回の見直しの内容については評価しており否定しているものではないので、この点申し添える。(安田委員)
- 統計研修所の研修は、国又は地方公共団体の職員が対象であり、社会人教育と考えられる。今後は、ケーススタディ(演習型)中心の研修も考えている。その教材として、たとえば座長が言われた出店計画に関する統計成果物のようなオーダーメイド集計の統計成果物の活用や匿名データの活用ができればメリットがあると考えている。社会教育一般での利用というのは確かに想定しづらいが、統計リテラシーに関する初中等教育や社会人教育における活用ということは十分考えられるので、今回の見直しに反映することは難しくとも、今後そういった方向での検討ということは引き続き行っていただきたい。(小林教授)
- 公益法人等が公表済みの統計データを販売する際、第三者への提供を目的とする場合には、特別な料金を徴収していると思う。オーダーメイド集計について、得られた統計成果物を第三者へ販売することを目的とする場合の扱いはどうなるのか。(廣松座長)
- 研究がないのに転売目的は認められない。もし、認めるとなると、全体の見直しが必要

要。(事務局)

→ 実際は、チェックができないのではないのか。学者に監修に入ってもらい、少しの解説を添えて、圧倒的多数は集計表そのままという書籍を販売するとした場合は防げないのではないのか。(玄田委員)

→ 申請の際は、どのような利用目的であるか限なく申請していただくことになっている。(事務局)

→ 一橋大学では、オーダーメイド集計ではないが、旧統計法の目的外申請を行い、調査実施部局では作成していない統計のうち、研究の視点から重要である統計について独自に集計を行い、その結果を「特別集計」として公開する活動を行ってきた。新統計法が施行された以後も第 33 条に従い、この活動は継続されている。これらを踏まえ、利用状況をみて考えていただきたい。(安田委員)

○ 今後、詰めなければならない点はあるが、見直し案については、全体として異論はなく、賛成という結論と考える。また、緩和を実施した段階でもいろいろな意見が出てくるものと思うが、それらも踏まえ、今後より良いものにしていきたい。(廣松座長)

○ 利用条件の緩和により、レント(超過利潤:競争が不完全である状況において完全競争に比べて多くの利益を得ることができることをいい、これにより企業が新規参入をするインセンティブが発生する。)が発生するため、営利目的の利用が多くでてくると考えられる。ただし、そのようなものは一時的なもので、長期では安定するものと思うので、一時的なことにあまり慎重になりすぎて、統計データの公共性が阻害されることのないように留意されたい。(玄田委員)

(2) 議題 2 平成 26 年度における「統計データの二次的利用」の実績・進捗状況について

事務局から、資料 3「平成 26 年度における「統計データの二次的利用」の実績・進捗状況(平成 26 年度 統計法施行状況報告(暫定版)抜粋)」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

○ 統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の見直しについて、統計センター設置法では、同センターが、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行う、と規定しており、そもそも、統計センター以外の法人等が、オーダーメイド集計などの全部委託事務を行うということの検討と、統計センター法の規定は整合しているのか。(縣委員)

→ 本規定は、例えば各府省が所管する独立行政法人の実施なども念頭に置かれていると思うが、この種の実施主体を制限する規定は一定期間で見直すこととされていることが多く、本件も同様である。(事務局)

○ 基本計画に掲げられた取組事項については、引き続き、関係府省で協力してその推進を図っていただくとともに、また、本研究会においても、改めて、適宜その進捗状況についてご説明していただきたい。(廣松座長)

(4) 次回開催予定について

- 次回については、リモートアクセスを活用したオンサイト利用を議題として、7月17日（金）の午前10時からを予定している。（事務局）

以上

《文責：統計企画管理官付高度利用担当》